

## アクリレート繊維に関する 繊維製品品質表示規定が改正されました！

### ①改正の主旨

令和6年4月に「繊維製品の混用率試験方法」に関する日本産業規格（JIS L1030-2（以下「JIS」という。））の改正に伴い、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」のアクリレート繊維の混用率の表示の適正化を図るため、公定水分率・指定用語の改正を2025年1月1日に行うこととなりました。

### ②改正点

- ・ 指定用語： 旧) 合成繊維(アクリレート)→新) アクリレート
- ・ 公定水分率： 旧) 0.0% →新) 30.0%

### ③改正のポイント

公定水分率が規定されたことにより、実態に即した表示を行うことが出来、商取引上での混乱の解消、消費者に対して正確な組成表示を提供することが可能になります。

2025年1月1日  
施行

改正前

分類	種類		指定用語	水分率
合成繊維	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル	2.0%
		その他のもの	モダクリル	
	アクリレート繊維		合成繊維(アクリレート)	0.0%

改正後

分類	種類		指定用語	水分率
合成繊維	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル	2.0%
		その他のもの	モダクリル	
	アクリレート繊維		アクリレート	30.0%

猶予期間：1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）



ボーケンでは、アクリレートをはじめさまざまな繊維の鑑別、混用率試験に対応するとともに、各種表示に関するご相談も承っております。是非ご活用ください。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

東京試験センター

〒135-0001

東京都江東区毛利1-12-1

TEL：03-5669-1380 FAX：03-5669-1381

X(イクス) @boken1948

試験動画や豆知識など役立つ情報を発信しています！みなさまのフォローお待ちしております！

